

年間スケジュールの変更、認定期間について

令和7年4月25日

国土交通省 近畿地方整備局
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

災害時建設業事業継続力認定の年間スケジュールが変更となります。

【新規認定の変更点】（別紙1）

・新規認定の受付は、前期・後期の年2回行います。今後、前期に申請した企業様におかれましては、認定日は10月1日（予定）となりますが、認定期間の末日が半年延長され3月31日となります。

従前: 令和7年10月1日～令和9年9月30日

変更: 令和7年10月1日～令和10年3月31日

【更新認定の変更点】（別紙2）

・更新認定の受付は、令和7年度までは前期・後期の年2回行いますが、令和8年度からは前期の1回となります。

・上記に伴いまして、今回更新申請を申込まれる企業様におかれましては、下記①の延長認定期間を記載した認定証を10月1日までに発送いたします。

また、書類審査後に下記②の認定証を4月1日までに発送いたします。

従前: 令和7年10月1日～令和10年9月30日

変更: ①(延長認定期間) 令和7年10月1日～令和8年3月31日

②(認定期間) 令和8年4月1日～令和11年3月31日

年間スケジュールの変更にご理解をお願いいたします。

今回の対象となるのは、新規申込者および令和7年9月30日に認定証の期限を迎える企業様です。更新期限が令和8年3月31日の場合、次回（令和7年度後期）の受付となります。

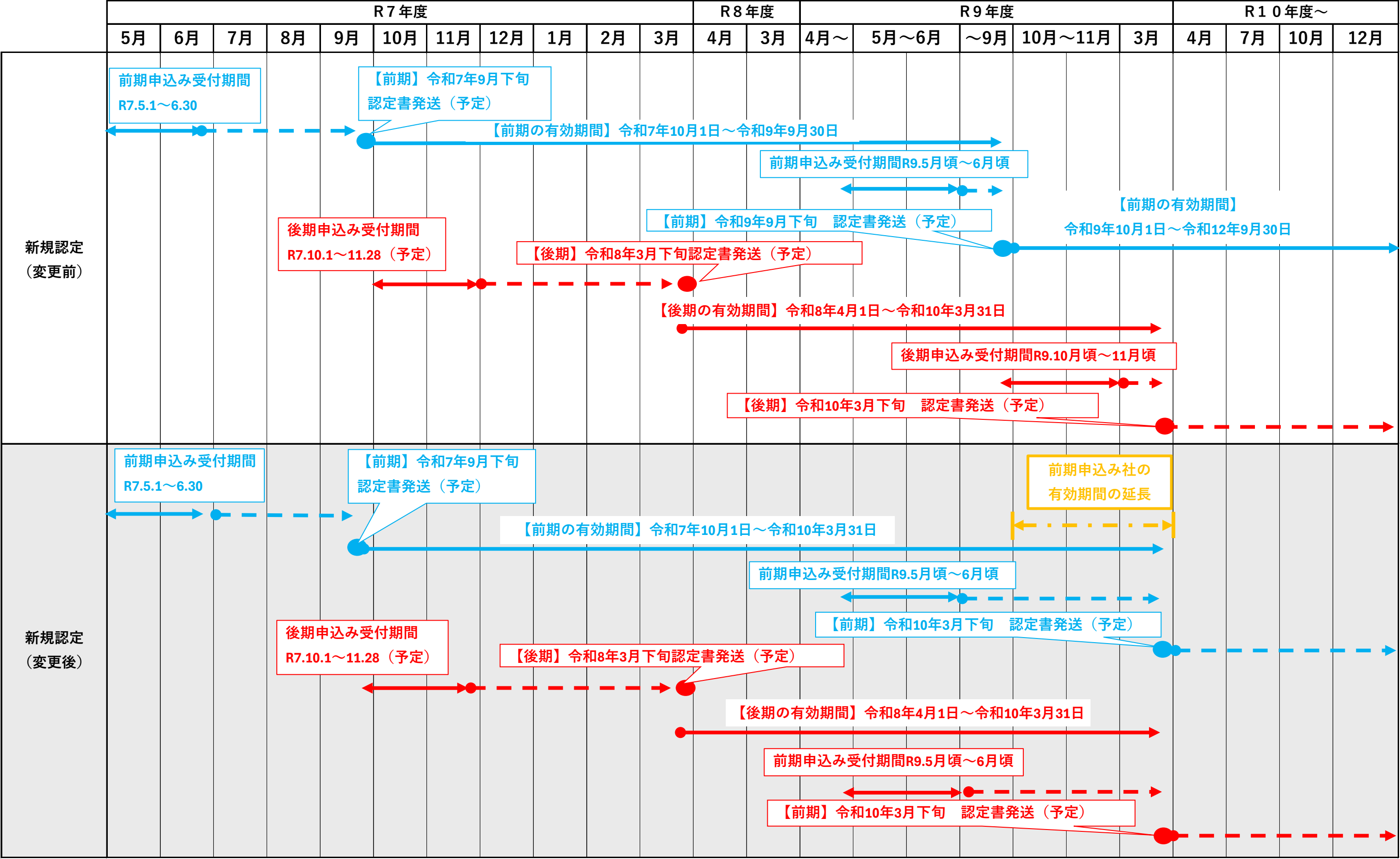
＜本件に関する問い合わせ先＞

近畿地方整備局 防災室

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
TEL: 06-6942-1575

令和 7 年度災害時建設事業継続力（BCP）認定の年間スケジュール（新規認定）

別紙 1



令和 7 年度災害時建設事業継続力（BCP）認定の年間スケジュール（更新認定）

別紙 2

